

資料番号 12

令和6年4月19日
課名 商工労働局県内投資促進課
担当者 課長 栗栖
内線 3375

呉地区における多機能な複合防衛拠点の整備に係る協議（四者協議）について

- 1 日時：令和6年3月28日（木）13時00分～13時40分
- 2 場所：広島合同庁舎4号館 13階9号会議室
- 3 参加者：広島県：副知事 玉井 優子
：商工労働局長 梅田 泰生
呉市：副市長 阿原 亨
日本製鉄㈱：本社総務部庶務室長 今野 修
：瀬戸内製鉄所総務部長 近藤 尚紀
防衛省：地方協力局総務課長 村井 勝
：地方協力局地方協力統括調整官 深和 岳人
：中国四国防衛局企画部長 柴山 憲一

4 議事概要

(1) 防衛省

- ・ 防衛力の抜本的強化のために、装備品の維持整備・製造、訓練、補給等を一体的に機能させ、部隊運用の持続性を高めることが必要であり、今後、主要部隊や多数の艦艇が所在する呉地区に、3つの機能を有する「多機能な複合防衛拠点」を新たに整備していく考えである旨を説明
- ・ 日本製鉄㈱瀬戸内製鉄所呉地区跡地における「多機能な複合防衛拠点」の整備については、当該跡地におけるゾーニング案を、日本製鉄㈱の協力を得て作成し、早ければ年内にも作業を完了させ、関係者に説明する方針である旨を説明
- ・ 当該跡地の早期一括の買収に向けた調整を加速していくことを日本製鉄㈱との間で改めて確認し、基本検討をはじめとする必要な予算を7年度予算で措置する考えである旨を説明。また、概算要求前後にはゾーニング案の中間報告を行う考えである旨を説明

- ・ 当該跡地における「多機能な複合防衛拠点」の整備にあたり、関係者に対し、以下の事項を含めた今後の協力を依頼
 - ― 地上構造物及び地下埋設物の撤去について、日本製鉄(株)に対し、防衛省による跡地利用のために必要な対応を依頼
 - ― 土壌汚染対策が必要な場合について、広島県、呉市及び日本製鉄(株)に対し、防衛省による跡地利用との調和を図れるよう、今後の協力を依頼
 - ― 当該跡地を防衛省又は関連する民間企業が開発する場合の条例の適用について、広島県及び呉市に照会

(2) 広島県

- ・ 防衛省からの「多機能な複合防衛拠点」の提案は、日鉄跡地の利活用策としての選択肢の一つと考えているが、民間誘致を含む製造基盤などの具体的な内容や、雇用の規模、地元経済や社会に対する影響については未だ不明であることから、具体的な説明を要請するとともに、地域経済の活性化につながり、地域にとって将来に希望が持てるものとすべく丁寧に協議を進める方針を説明
- ・ 防衛省からの説明に対し、以下の点を要請
 - ― ゾーニング案のみならず、「3つの機能」の詳細についての早期の説明を要請。その際、「民間誘致を含む製造基盤」については、電気やガス、工業用水、埠頭設備などの既存インフラを最大限活用するよう依頼
 - ― ゾーニング案については、概算要求ありきではなく早期に一定の説明を要請
 - ― 当該跡地に関する条例の適用に関しては、ゾーニングを含め、利活用の具体的な内容による旨を説明
- ・ 日本製鉄(株)に対し、跡地利活用に関する具体的な検討に当たっては、引き続き地域と連携・協議して取り組んで頂くこと、また、施設の詳細な解体スケジュールや、土壌汚染の調査の状況・結果の早期提供を要請

(3) 呉市

- ・ 防衛省におかれては、3月11日に開催された呉市議会議会協議会における市議会からの意見も踏まえて今後検討作業を進めるよう依頼
- ・ 土壌汚染対策については、呉市として、法令に則って適切に対応
また、日鉄跡地に関しては、建設的な議論を進める大前提として、日鉄が土壌汚染状況について真摯な説明をするよう要請

- ・ 呉市としては、この日鉄呉地区跡地が、呉市民にとって将来に誇りと希望が持てる内容で、活用されるよう、関係者の理解と協力を要請

(4) 日本製鉄株

- ・ 当社瀬戸内製鉄所呉地区の跡地活用に対する防衛省からの提案は、インフラが充実している呉地区の特性を生かし、早期に敷地全体を有効活用するという当社方針に合致した案と考えている。当社としては、引き続き防衛省の案件への取り組みに注力
- ・ 防衛省の依頼を踏まえ、防衛省が行うゾーニング案の作成に必要な情報を提供する等、必要となる対応を速やかに進める
- ・ 土壌汚染対策が必要な場合については、防衛省による跡地利用計画を踏まえ、広島県及び呉市とも調整のうえ適切に対応